

公正で開かれた

不服申立て

請求した情報が公開できないと決定された場合、その決定に不服がある方は、不服申立てができます。

羽村市情報公開・個人情報保護審査会

市では、不服申立てを審査する機関として、学識経験者5人で構成する「羽村市情報公開・個人情報保護審査会」を設置しています。開示請求された実施機関が審査会に対して諮問を行い、審査会がその決定が適切かどうかを審査します。その審査結果（答申）を踏まえ、実施機関が、再度、不服申立てされた事項に関して、開示・不開示の決定を行います。

不服申立ての件数と処理の状況

平成18年度の不服申立てはなかったため、前年度からの継続審査1件の審査を行い、「不開示とした市長の決定は取り消す必要はない」とする決定を行いました。

■ □ ■ 一部開示、不開示理由の内訳 ■ □ ■

(単位：件)

法令などに開示できないと規定されているため	1
個人に関する情報が含まれているため	19
法人の事業活動上の利益を害するため	2
犯罪の予防などに支障が生ずるため	10
審議・検討中の事項であって、公にすると、決定の中立性や特定のものに利益や不利益を及ぼすため	1
市の検査・契約・争訟・人事管理などの事務であって、公にすると適正な遂行に支障が生ずるため	3
公にしないとの条件で提供されたため	0

■ 1件の請求に対し、一部開示の理由が複数となる場合があるため、一部開示の決定件数と理由の件数は異なります。

市からの情報発信

市では、情報公開の請求手続を経なくても、提供できる市政情報は積極的に広報はむらや市ホームページなどを通じて公表していく方針です。

公開した情報

平成18年度は、財政状況の公表以外にも、情報化に関する市民アンケート集計結果・審議会などの会議録・人事行政の運営などの状況などについてお知らせしてきました。

紙面などの関係で、全てを掲載することはできませんが、市役所などで閲覧できますので、希望する方は利用してください。



情報公開・個人情報保護コーナー

市役所の3階にあります。
利用を希望する場合は、庶務課へ声をかけてください。

守るために

平成18年度

個人情報保護制度の運用状況

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な管理やルールを定めるとともに、市が保有する個人情報に対する本人の開示などを請求する権利を明らかにし、個人の権利利益などの保護を図り、市政の適正な運営を保障していくための制度です。

問合せ 庶務課法制係

個人情報取扱事務の状況

市が申請書や届出書などで個人情報を取り扱う場合、その目的や内容について市長に届け出を行い、市長はそれを「羽村市個人情報保護審議会」に報告することが義務付けられています。

■ 個人情報取扱事務届出件数内訳 ■

(単位：件)

実施機関	届出件数	項目別件数	
		新規	廃止
市長	48	新規	23
		変更	7
		廃止	18
水道事業管理者	0	新規	0
		変更	0
		廃止	0
教育委員会	3	新規	1
		変更	0
		廃止	2
選挙管理委員会	1	新規	0
		変更	1
		廃止	0
農業委員会	0	新規	0
		変更	0
		廃止	0
監査委員	0	新規	0
		変更	0
		廃止	0
固定資産評価審査委員会	0	新規	0
		変更	0
		廃止	0
議会	0	新規	0
		変更	0
		廃止	0

■ 個人情報の請求件数と処理状況 ■

(単位：件)

実施機関	請求	開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ
市長	13	6	0	0	11	0

■ 1件の請求に対し、対象となる個人情報複数となる場合があるため、請求件数と処理状況の合計は異なります。

開示請求・訂正請求・利用 の中止請求と処理の状況

個人情報の訂正請求と利用の中止請求はありませんでした。

プライバシーを

■ 目的外利用・外部提供の内訳 ■

(単位：件)

実施機関	目的外	外部提供
市長	12	14
水道事業管理者	0	0
教育委員会	0	0
選挙管理委員会	1	0
農業委員会	0	0
監査委員	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0
議 会	0	0

■ 目的外利用・外部提供の項目別内訳 ■

(単位：件)

項目別分類	目的外	外部提供
本人の同意を得たもの	10	9
法令などに定めのあるもの	0	4
本人の利益になるもの	0	2
個人情報保護審議会委員の 同意を得たもの	3	2

目的外利用と外部提供の状況

個人情報収集した際の目的以外の目的で、その個人情報を市の内部で利用（目的外利用）したり、市以外のものに提供（外部提供）したりすることは禁止されています。しかし、例外として、本人の同意を得たもの、法令に基づくもの、人の生命や財産などを守るために緊急かつやむを得ないもの、「羽村市個人情報保護審議会」に付議し、

承認されたものなどについては、目的外利用および外部提供が認められています。目的外利用では、各種アンケート調査を行うための住民基本台帳などの利用があり、また、外部提供では、介護給付費などの支給決定に関する情報の提供などがありました。

不服申立て

情報公開制度と同様に、個人情報保護制度でも、個人情報の開示請求・訂正請求・利用の中止請求に対する決定に不服がある場合、不服申立てを行うことができます。

羽村市情報公開・個人情報保護審査会

不服申立てを受理した場合、「羽村市情報公開・個人情報保護審査会」に対して、開示請求などがあつた実施機関が諮問を行い、審査会がその決定が適正かどうかを審査します。その審査結果（答申）を踏まえ、実施機関が、再度、不服申立てされた事項に対して、開示・不開示などの決定を行います。

不服申立ての件数と処理状況

平成18年度における不服申立てはありませんでした。

個人情報保護審議会の開催状況

羽村市の個人情報保護制度では、不服申立てに対する審査を行うための「羽村市情報公開・個人情報保護審査会」と、制度の適正な運用を図るための「羽村市個人情報保護審議会」の2つの機関を設置しています。

「羽村市個人情報保護審議会」は、学識経験者や公募で選出された方など6人の委員の方が、第三者的な立場から個人情報保護制度を監視し、公正・適正な運用を図るため、個人情報の処理に関する事項を審議しています。

平成18年度の開催回数は3回で、個人情報の目的外利用や外部提供などの審議を行いました。

「羽村市個人情報保護審議会」の会議は、原則として公開していません。傍聴を希望する方は、市ホームページ審査会・懇話会等開催日程一覧 (<http://www.city.hamura.tokyo.jp/meetings/meetings.html>) をご覧になるか、問い合わせてください。

チューリップの球根の掘り取りにボランティアとして参加しませんか

6月の田植えに向けてチューリップの球根を掘り取ります。この掘り取り作業に参加していただけるボランティアを募集します。

日時

5月17日(木)・18日(金)・20日(日)・21日(月)
いずれも午前9時～11時

集合場所 踊子草公園(根がらみ前水田横)

※作業のできる服装でお越しください。

申込み 氏名・電話番号を、電話またはファクスで産業活性化推進室農業観光振興係へ

平成18年度チューリップオーナー掘り取り日時

5月20日(日)午前9時～11時

※球根を持ち帰ることができます。

※今回の掘り取りは、平成18年度のオーナーが対象です。

問合せ 産業活性化推進室農業観光振興係

☎ 570-0144 FAX 570-6051

Photo Gallery はむら花と水のまつり 2007



多くの方のご来場ありがとうございました

お知らせ

CONTENTS

- チューリップの球根の掘り取りにボランティアとして参加しませんか
- Photo Gallery はむら花と水のまつり2007
- ゆとろぎ催しもの情報
- 動物公園イベント情報
- 教えて！消費生活センター
- 民生委員・児童委員を紹介します
- 羽村市国民保護計画を策定しました
- 自然休暇村から
- 平成19年4月1日から 児童手当制度が拡充されました
- 西多摩衛生組合から 小金井市の可燃ごみの受入れについて
- 紺綬褒章受章
- 旧日本赤十字社救護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の皆さんへ
- 5月は赤十字運動月間
- 高齢者実態調査にご協力をお願いします
- 5月のおしゃべり場
- 社会保険庁ホームページで年金個人情報の提供サービスが受けられます
- 防犯カメラの設置運用について
- 春の交通安全フェスティバル
- 平成19年春の全国交通安全運動
- 宝くじ助成金で街路照明灯を設置しました
- 横田基地の演習
- 軽自動車税の納税通知書を送付します
- 水道水中の内分沁かく乱化学物質水質調査結果
- ダイオキシン類濃度の調査結果
- 学童クラブ指導員・補助員募集
- 都営住宅入居者募集
- 都民住宅(中堅所得者向け)入居者募集
- 稲荷緑地管理・保全ボランティア「稲荷緑地の会」(仮称)参加者募集
- 5月の個人開放プログラム
- 夜間家庭使用受付(6月分)
- 社会教育関係団体補助金説明会
- 生涯学習まちづくり出前講座
- フィールドゴルフ大会参加者募集
- スイミングセンター アクアビクス(水中エアロビクス)
- 羽村ふれあい地域づくり公社から
- 羽村・瑞穂地区学校給食組合から
- 官公署から

INFORMATION